

助成金申請書類作成の手引き

令和５年度
戸建住宅におけるV2H普及促進事業助成金交付要綱
(V2H ビークル トゥ ホーム)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0809

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル9階

TEL : 050-3155-5646

ホームページ:

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-v2h>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9:00～17:00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 令和4年度からの主な変更点	3
1.4 スケジュールフロー	4
申請パターン：A	4
申請パターン：B	5
申請パターン：C	6
2 助成内容	7
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	7
2.2 助成対象機器（交付要綱第4条参照）	8
2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	9
（1）通常の助成金額	10
（2）増額申請	11
3 事前申込	14
3.1 事前申込手続き（交付要綱第7条参照）	14
（1）申請	14
（2）申請受付期間	14
（3）予算規模	14
3.2 手続代行者（交付要綱第13条、第14条参照）	14
3.3 助成金の交付決定（交付要綱第11条参照）	15
3.4 助成金交付の条件（交付要綱第16条参照）	15
（1）補助金の受給	15
（2）設置完了報告	15
（3）増額申請要件の継続	15

(4) 現地調査への協力	15
(5) 公社が求める情報の提供に関する協力	16
(6) 安全性等の確認	16
(7) 成果の検証等の調査協力及び普及啓発の実施	16
4 申請の撤回について	17
4.1 申請の撤回（交付要綱第 13 条参照）	17
5 交付申請（兼設置完了報告）	17
5.1 交付申請兼設置完了の報告（交付要綱第 12 条参照）	17
(1) 報告書類	17
(2) 交付申請兼設置完了報告書の受付期間	17
5.2 助成金の確定及び助成金の交付（交付要綱第 15 条参照）	18
5.3 設置完了報告書の作成、提出について	19
(1) 郵送での提出	19
(2) 電子申請フォームでの提出	19
6 管理、譲渡等の報告等	21
6.1 財産の管理（交付要綱第 22 条参照）	21
6.2 被交付者の地位承継（交付要綱第 17 条、第 18 条参照）	21
(1) 一般承継による被交付者の地位承継	21
7 財産の処分	23
7.1 財産の処分（交付要綱第 24 条参照）	23
(1) 処分の例	23
(2) 処分制限期間（交付要綱別表第 4 参照）	23
(3) 処分の手続き	23
8 交付決定の取消し	24
8.1 交付決定の取消し（交付要綱第 25 条参照）	24
9 助成金の返還	24
9.1 違約加算金（交付要綱第 27 条参照）	24
9.2 助成金の返還（交付要綱第 26 条参照）	24

9.3 延滞金（交付要綱第28条参照）	24
10 他の助成金等の一時停止	25
10.1 他の助成金等の一時停止（交付要綱第29条参照）	25
11 提出書類の準備	26
11.1 申請者本人確認書類	26
11.2 建物の登記事項証明書（登記簿）	27
11.3 対象機器の売買契約書の写し	28
11.4 対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳	29
11.5 対象機器の保証書の写し	30
11.6 V2Hを設置する建物の全景写真	31
11.7 助成対象機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真	32
12 提出書類チェックリスト	33
12.1 設置完了報告時の提出書類（個人・法人）	33
12.2 設置完了報告時の提出書類（共同（リース）申請）	37

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象機器を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象機器の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95％）を加えて返還していただきます。

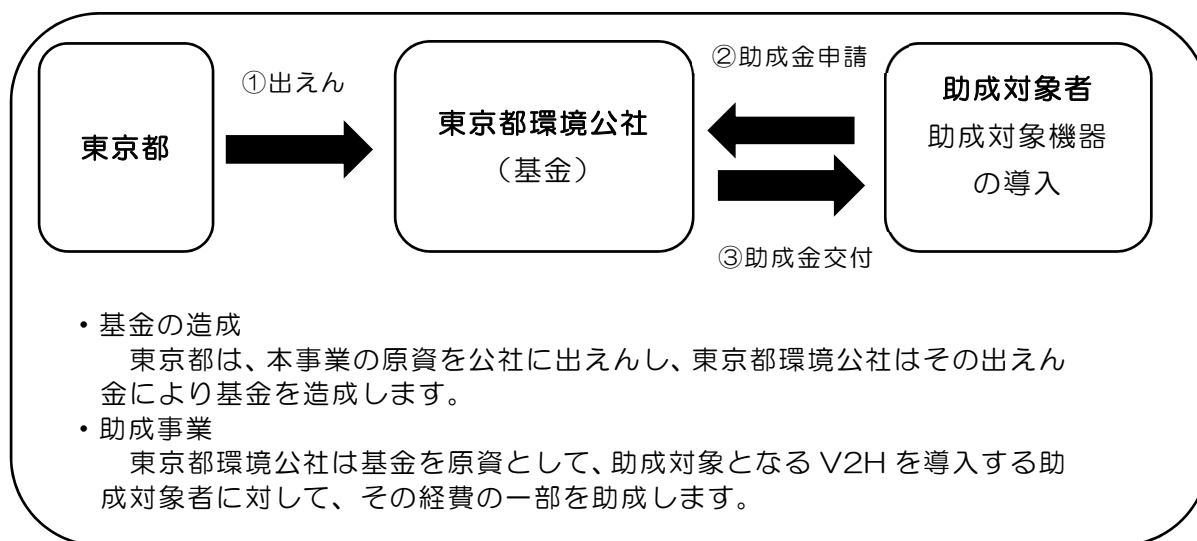
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

1.1 目的

電気自動車等の普及促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社が、都内の個人、事業者が都内の戸建住宅に対しV2Hを導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、太陽光発電による電気の有効利用と家庭における非常時のエネルギー自立性の向上を目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム

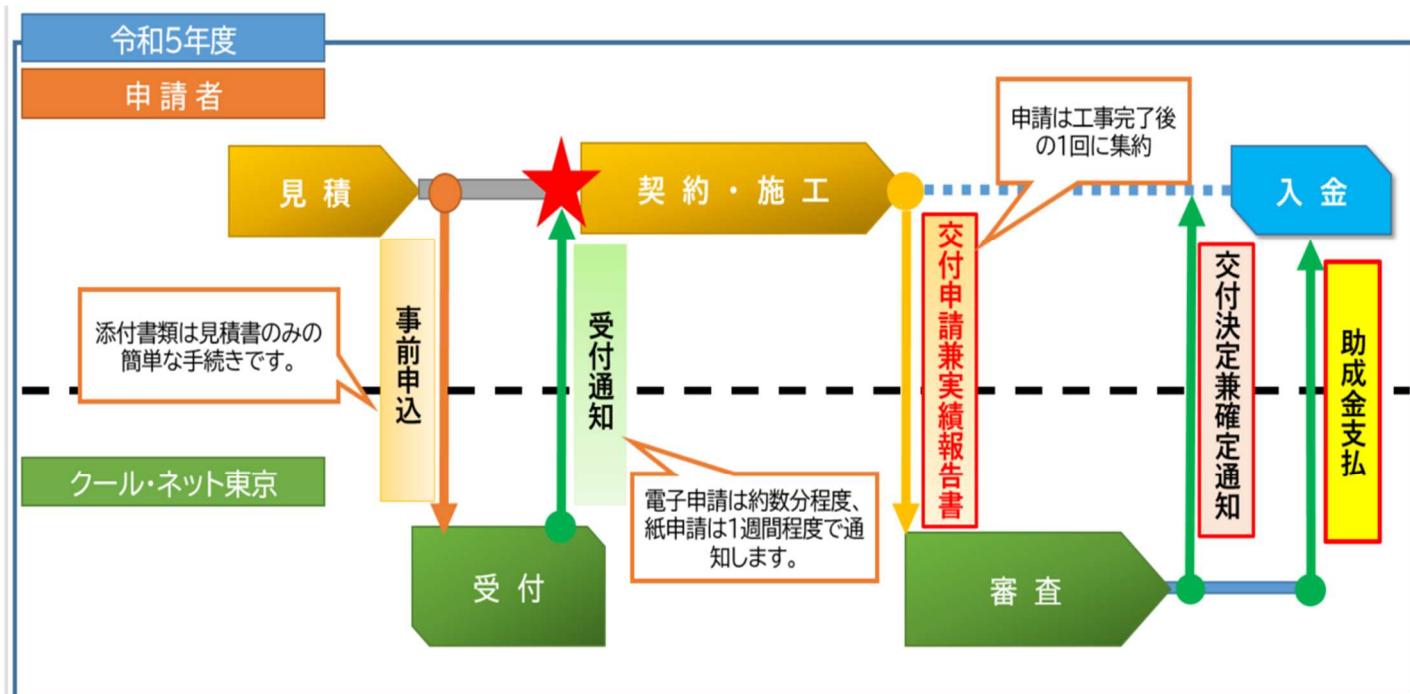


1.3 令和4年度からの主な変更点

(1) 手続きが簡素化されました

- ・ 交付申請と設置完了報告の2段階申請を工事完了後の1回に集約しました（契約・施工前に「事前申込」が必要です）。

【イメージ図】



(2) 太陽光発電システム単独での助成金申請が可能となりました

- ・ 太陽光発電単体での申請ができるようになったため、V2H事業の太陽光発電システム同時申請は無くなりました。

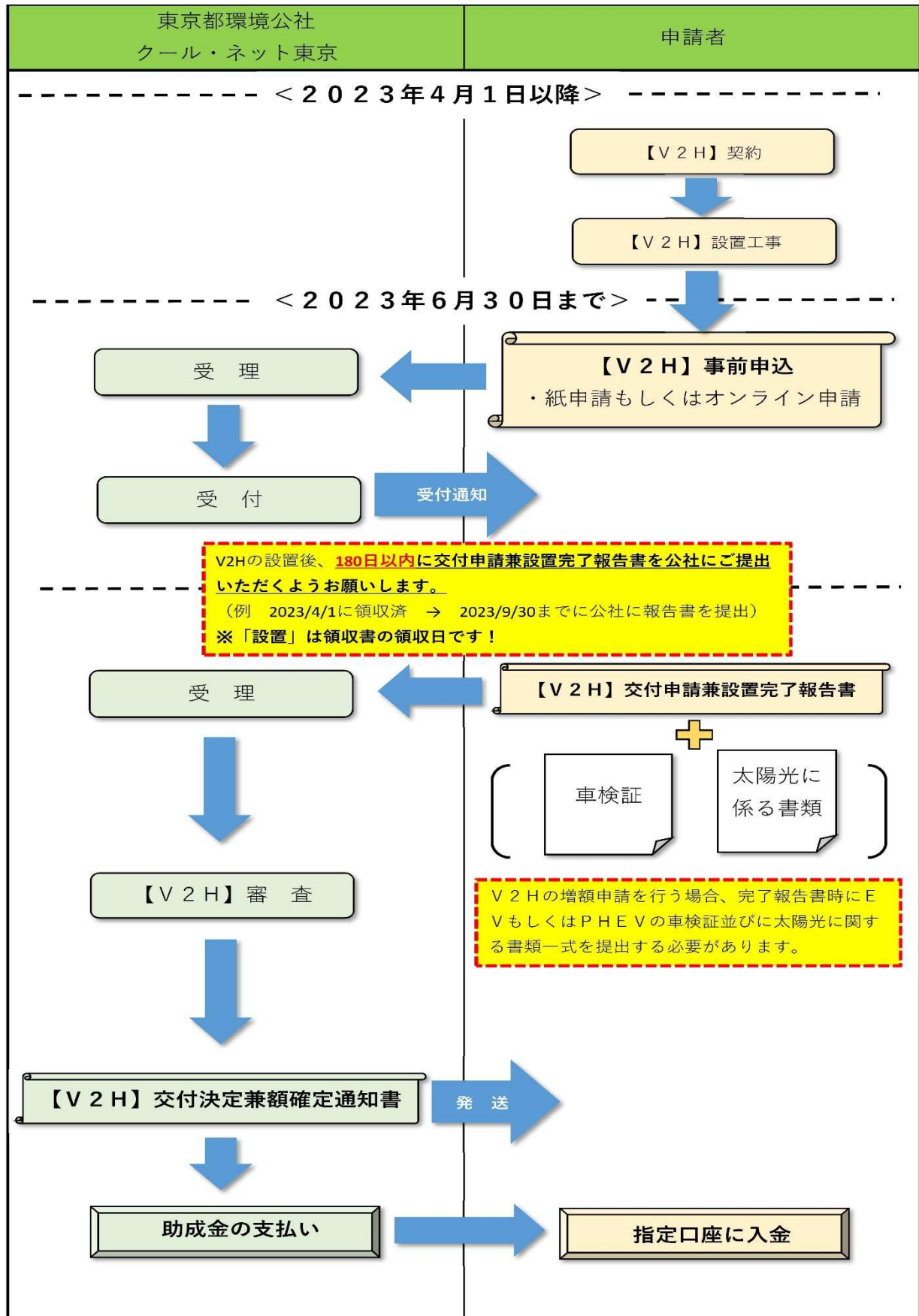
・ 太陽光発電システム単独申請は「令和5年度 家庭における太陽光発電導入促進事業」にて受付します。下記 URL をご参照ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fam_solor

1.4 スケジュールフロー

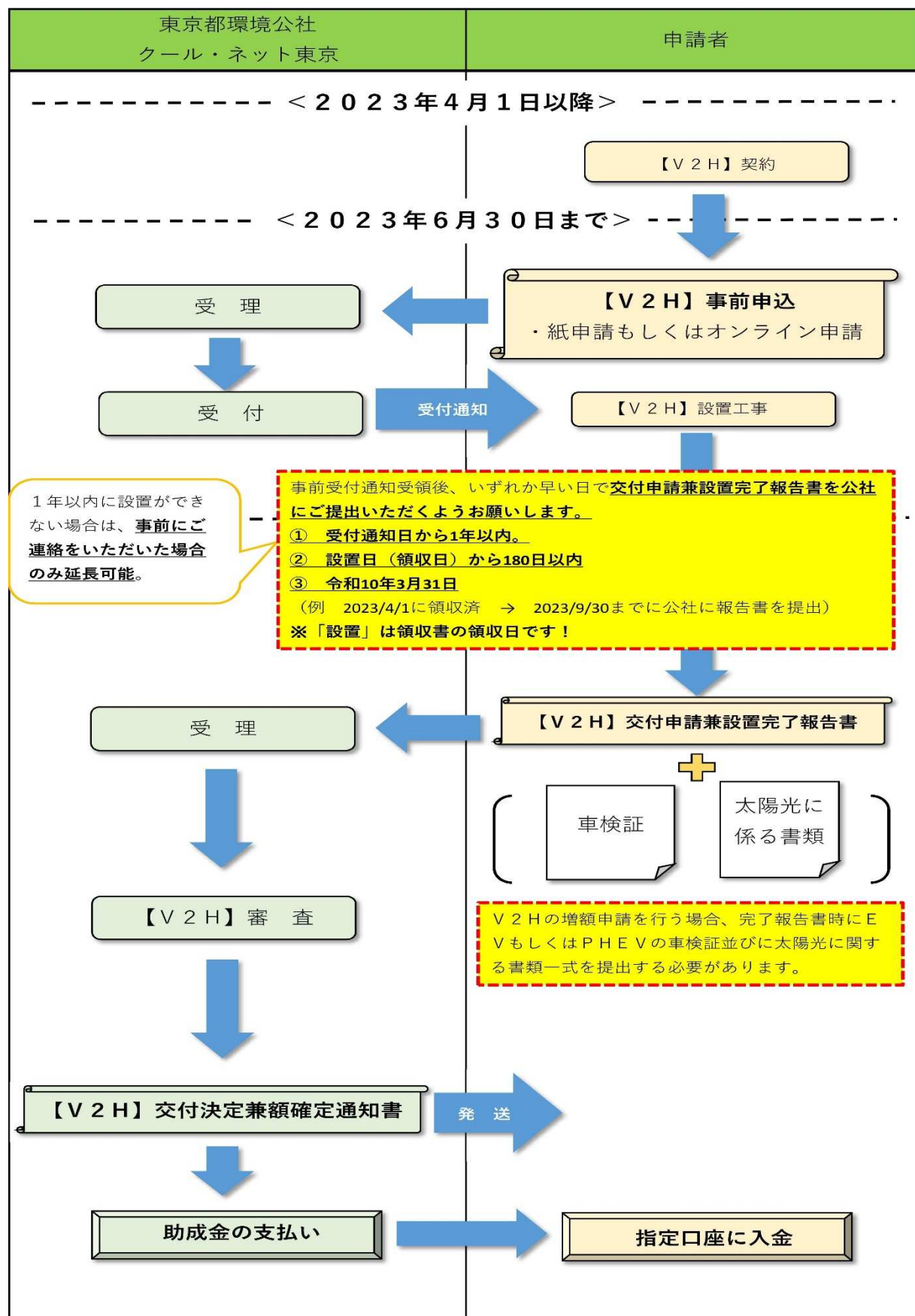
申請パターン：A

2023年4月1日から2023年6月30日までの間に、V2Hを契約、設置済みの場合、事前申込を申請後、「交付申請兼設置完了報告書」を提出いただくことで、助成対象となります。※V2Hの設置後180日以内の提出が必要です。



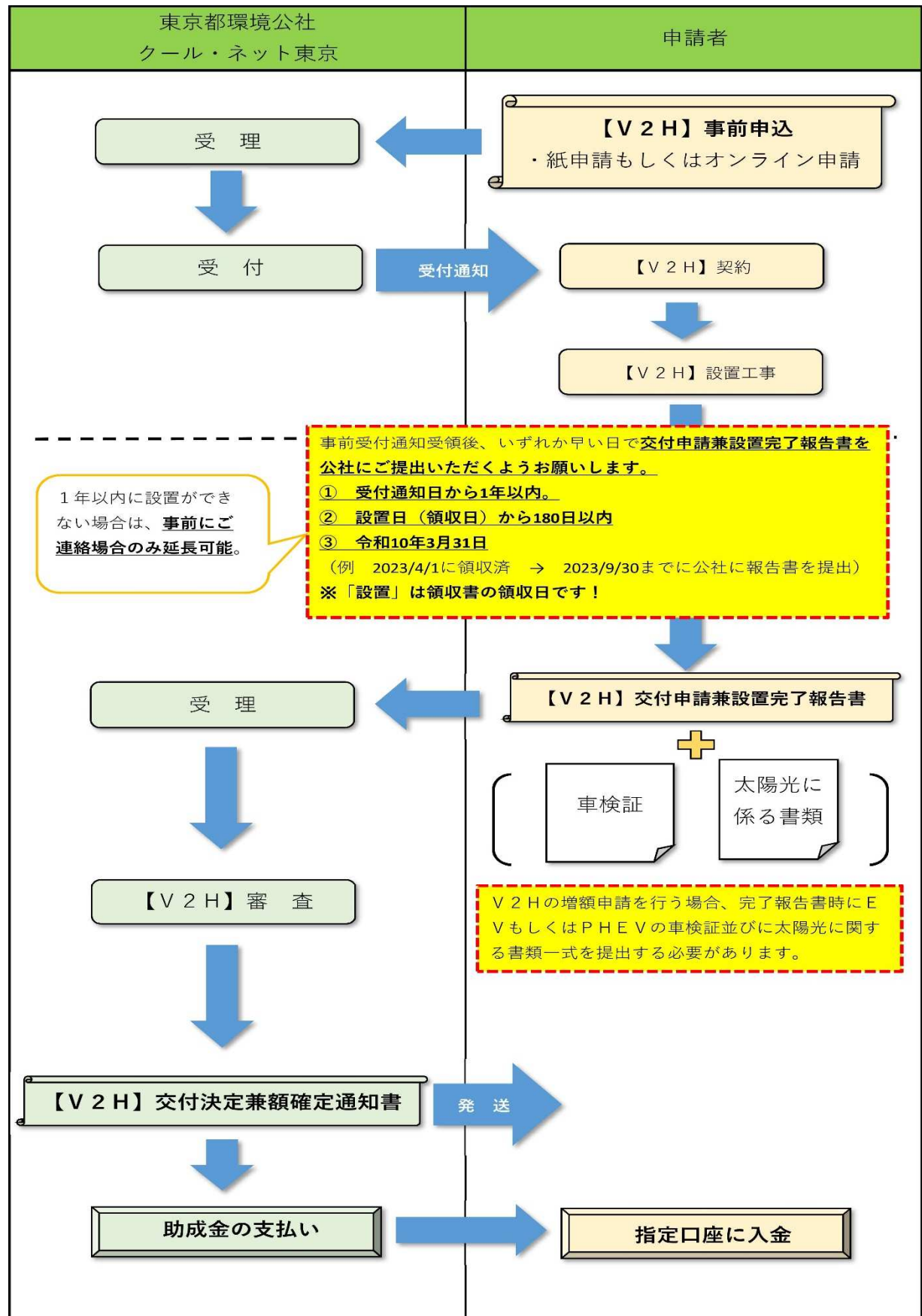
申請パターン：B

2023年4月1日から2023年6月30日までの間に、V2H契約済みで未設置の場合は、事前申込を申請後、事前申込受付通知日から1年以内若しくは設置日（＝領収日）から180日以内に「交付申請兼設置完了報告書」を提出いただくことで、助成対象となります。V2H設置完了後、交付申請兼設置完了報告書をご提出ください。



申請パターン：C

パターンA・Bを除き、V2H設置に係る売買契約やリース契約は事前申込を申請後、事前申込受付通知日から契約を締結してください。その後事前申込受付通知日から1年以内若しくは設置日（＝領収日）から180日以内に「交付申請兼設置完了報告書」を提出ください。



2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

助成対象者の種別及び要件

種別	要件
①個人	・ 助成金の交付対象となるV2Hを所有し、都内の戸建住宅（※）に設置する個人
②事業者	・ 助成金の交付対象となるV2Hを所有し、都内の戸建住宅（※）に設置する事業者
③リース事業者	・ 助成金の交付対象となるV2Hを所有し、当該V2Hをリース契約により上記①②に対して貸与するリース事業者 ・ 当該V2Hを貸与され使用している上記①②と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る

ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・ 税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

（※）戸建住宅

「戸建住宅」とは、建物の現在もしくは全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅」の表記があるものとし、主たる用途が併記されている場合は種類によって認められるケースがございます。（※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。）

* 建物の現在もしくは全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が

「居宅・共同住宅」「居宅・集合住宅」など助成対象にならないケースがございます。

2.2 助成対象機器（交付要綱第4条参照）

V2H

- 令和5年4月1日から令和10年9月30日までの間に都内の戸建住宅に設置されるV2Hであること。
- 中古品でないこと。
- 助成対象者が都内の戸建住宅に設置日から継続して設置し、使用するV2Hであること。
- 都の他のV2H助成金の交付を重複して受けていないこと。
※本助成金において、都のV2H以外の助成金や、都以外の補助金・助成金の受給の制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。
- 設置された日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の対象機種になっていること。
※対象機種は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

トップページ <http://www.cev-pc.or.jp/>

対象機種はこちら

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

助成対象経費 ＝ V2H本体の実際の購入費 ＋ 設置に係る工事費

助成対象経費のポイント

全体	1	公社が必要かつ適切と認めたもの																									
	2	助成対象経費は、事前申込受付日以降に、助成対象機器等の売買契約又はリース等の契約を締結するものに限ります。ただし、令和5年4月1日から6月30日までに契約締結している場合は、事前申込前の契約締結であっても助成対象となります。 ※「事前申込受付日」は ・ オンライン申請 → メール通知日以降 ・ 紙申請 → 返送された申請書に記載の受領日以降																									
本体購入費	3	本体購入費における助成対象経費は、必ず適正価格にしてください。明らかに金額が多額の場合、助成対象にならない場合があります。また、調査・確認のうえ、悪質と判断した場合、虚偽申請とみなし、今後“公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの”となる可能性があります。																									
	4	本体価格の値引きがある場合は、値引き後の本体価格を助成対象経費とします。																									
設置工事費	5	設置工事費について必ず適正価格にしてください。明らかに金額が多額の場合、助成対象にならない場合があります。また、調査・確認のうえ、悪質と判断した場合、虚偽申請とみなし、今後“公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの”となる可能性があります。																									
	6	設置工事費に含める工事の項目は、令和5年度CEV補助金（V2H充電設備）業務実施細則の別表の「設置場所区分が個人宅の場合」に記載された項目に従います。 ▼令和5年度CEV補助金（V2H充電設備）業務実施細則の別表の「設置場所区分が個人宅の場合」抜粋 右表に加え、東京都では、設置に係る付属品（通信ケーブルや通信アダプター等）が設置工事費に含まれます。 ただし以下の費用は設置工事費に含めません。 ・ 廃材処理費 ・ 諸費用や諸経費 ・ 労務費 など <table><tr><td>1</td><td>基礎工事</td></tr><tr><td>2</td><td>据付工事</td></tr><tr><td>3</td><td>本体搬入費</td></tr><tr><td>4</td><td>電気配線工事</td></tr><tr><td>5</td><td>配管工事</td></tr><tr><td>6</td><td>ブレーカー設置工事</td></tr><tr><td>7</td><td>切替開閉器設置工事</td></tr><tr><td>8</td><td>開閉器盤設置工事</td></tr><tr><td>9</td><td>雑材・消耗品、養生費</td></tr><tr><td>10</td><td>レイアウト検討費</td></tr><tr><td>11</td><td>電力会社協議費</td></tr><tr><td>12</td><td>小屋設置工事</td></tr><tr><td>13</td><td>離島への運搬費</td></tr></table>	1	基礎工事	2	据付工事	3	本体搬入費	4	電気配線工事	5	配管工事	6	ブレーカー設置工事	7	切替開閉器設置工事	8	開閉器盤設置工事	9	雑材・消耗品、養生費	10	レイアウト検討費	11	電力会社協議費	12	小屋設置工事	13
1	基礎工事																										
2	据付工事																										
3	本体搬入費																										
4	電気配線工事																										
5	配管工事																										
6	ブレーカー設置工事																										
7	切替開閉器設置工事																										
8	開閉器盤設置工事																										
9	雑材・消耗品、養生費																										
10	レイアウト検討費																										
11	電力会社協議費																										
12	小屋設置工事																										
13	離島への運搬費																										

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

（１）通常の助成金額

- 助成対象経費の2分の1の額とします。
- 助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額とします。
- ただし、上限を50万円とします。
- 千円未満は切捨てます。

助成金額 = 助成対象経費 × 1 / 2 - 国等の補助金

（千円未満切捨て 上限50万円）

★助成額シミュレーション

【国補助なし】

（万円）

助成対象経費				都補助額
本体	工事	計	1 / 2	
55	40	95	47.5	47.5
70	40	110	55	50

【国補助あり】

（万円）

助成対象経費				国			都補助額	国＋都
本体	工事	計	1 / 2	本体	工事	計		
55	40	95	47.5	27.5	40	67.5	0※	67.5
70	40	110	55	30	20	50	5	55

※都補助額が「0」となるケースにおいては申請できません。

(2) 増額申請

- V2H設置後の**完了報告時**に次ページに記載した要件を満たした「**太陽光発電システム**」及び「**電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車**」を**所有**している場合に増額申請が可能です。**助成対象経費の全額**とします。
- 助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、**助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額**とします。
- ただし、上限を100万円とします。
- 千円未満は切捨てます。

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times 10 / 10 - \text{国等の補助金}$$

(千円未満切捨て 上限100万円)

★助成額シミュレーション

【国補助なし】

(万円)

助成対象経費				都補助額
本体	工事	計	10/10	
55	40	95	95	95
70	40	110	110	100

【国補助あり】

(万円)

助成対象経費				国			都補助額	国+都
本体	工事	計	10/10	本体	工事	計		
55	40	95	95	20	20	40	55	95
70	40	110	110	40	30	70	40	110

※都補助額が「0」となるケースにおいては申請できません。

【増額申請要件】

V2H交付申請兼設置完了報告書提出時に、以下の要件を満たす「太陽光発電システム」と「電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車」を所有している場合、増額申請ができます。

● 太陽光発電システム

- 発電出力が50kW未満であること
- 設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置にあること。
- 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること。
- 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表第2に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

【提出書類例】

- ・ 出力対比表
- ・ 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）
- ・ 接続契約のご案内（写し）
- ・ 系統連系協議依頼書の控え（写し）
- ・ 直近の太陽光の買電明細（助成対象機器の領収日より前のもの）（写し）など
- ・ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（認定通知書）
- ・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について（認定証明書）

● EVもしくはPHEV

- 自動車検査証の燃料の種類に電気自動車又はプラグインハイブリッド車であることを示す記載があること。

【提出書類】

- ・ 車検証（電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を提出）

● V2H

- 助成対象機器が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されること。

【提出書類例】

- ・ 保証書など

(交付要綱別表第2)

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業（平成6年度から平成8年度まで）
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成9年度から平成13年度まで）
3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成14年度から平成17年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成20年度から平成23年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成23年度から平成25年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成25年度から平成27年度まで）
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成21年度及び平成22年度）
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成23年度及び平成24年度）

3 事前申込

3.1 事前申込手続き（交付要綱第 7 条参照）

（１）申請

助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「助成対象者」という。）は、まず事前申込を行ってください。申請方法につきましては、下記 URL をご確認ください。

- ・事前申請の手引き

https://www.tokyo-co2down.jp/wp-content/uploads/2023/05/R5_v2h_jizen_tebiki_230519.pdf

（２）申請受付期間

本事業は、令和 10 年度まで実施しますが、助成金交付申請書の受付は年度ごとに期間を設けて行います。本助成金の交付申請は、以下の日までに申請してください。

令和 5 年度助成金交付申請書 受付期限：令和 6 年 3 月 29 日（金）17 時 必着

（３）予算規模

- ・496 億円（令和 5 年度分）

予算額は、「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の総額です。

※ 公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。

3.2 手続代行者（交付要綱第 13 条、第 14 条参照）

助成対象者は、「事前申込」「交付申請（兼設置完了報告書 以下完了報告という）」に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金のに係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- ※ 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある 際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- ※ 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

3.3 助成金の交付決定（交付要綱第 11 条参照）

公社は、「交付申請（兼設置完了報告書）」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対しは助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）を送付します。

※ 助成金の交付決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成対象者宛となります。対象機器の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。

※ 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。

※ 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知の受領の日の翌日から起算して7日以内に、申請の撤回をすることができます。（第4号様式）（交付要綱第 17 条参照）一度申請を撤回した対象機器については、再申請はできませんのでご了承ください。

3.4 助成金交付の条件（交付要綱第 16 条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第 12 条を参照してください。

（1）補助金の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都及び公社の他の同種の助成金に交付を重複して受給しないこと。特に令和 4 年度における電気自動車等の普及促進事業（V2H）にて申請し、交付決定通知を受領している方は本事業に重複して申請することは出来ません。

国及び区市町村の補助金については併給可能です。

（2）設置完了報告

4.1 で定める時期に設置完了報告書の提出を行うこと。

（3）増額申請要件の継続

増額申請を行う場合、設置完了報告時までにはその要件を満たし、また助成金受給後も処分制限期間の間、継続してその要件を満たすこと。

（4）現地調査への協力

公社は、対象機器の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。申請者は、対象機器から供給される電力等を使用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の設置完了報告を行うものとします。（設置完了申請書に記載されている＜誓約事項＞を必ずご確認ください。）

（５）公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の設置完了報告を行うものとします。

なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

（６）安全性等の確認

助成対象機器について立地上又は構造上危険な状態でないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象機器の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

（７）成果の検証等の調査協力及び普及啓発の実施

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が 50%を超える法人については、公社又は東京都から要請があった場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し提供することとします。

また、公社又は東京都から要請があった場合には、住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発を実施することとします。

4 申請の撤回について

4.1 申請の撤回（交付要綱第 13 条参照）

交付決定を受けた被交付者は、交付決定通知書を受領した翌日から起算して 7 日以内に「交付申請撤回届出書」（第 4 号様式）を提出することで、申請を撤回することができます。

なお、撤回した交付申請に関して再度申請することはできません。

5 交付申請（兼設置完了報告）

5.1 交付申請兼設置完了の報告（交付要綱第 12 条参照）

（1）報告書類

助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下、「助成対象者」という。）は、次の表の第一欄に規定する助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成対象者又は助成対象者から依頼された手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力を行ってください。

第一欄 申請者＝対象機器の 購入者（所有者）	第二欄 申請書類
(a) 個人または事業者である所有者	1. 戸建住宅における V2H 普及促進事業 助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（個人・法人用）【第 1 号様式】 2. 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類
(b) 個人または事業者に貸与する貸与者 （リース等の事業者等との共同申請）	1. 戸建住宅における V2H 普及促進事業 助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（共同申請用）【第 1 号様式】 2. 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類

（2）交付申請兼設置完了報告書の受付期間

交付申請兼設置完了報告（以下、「完了報告」という。）は、事前申込受付通知日以降、次のいずれか早い日までに提出してください。

★設置日について（交付要綱第 2 条参照）

本事業における設置日とは、V2H の購入の事実を証明する書類（領収書等）に記載された領収日を、V2H の設置日とみなします。

① 事前申込受付通知日から 1 年以内

➤ 事前申請後、発行される通知日から 1 年以内に申請してください。

- 1 年以内に設置が完了できない場合は、前もって申請をいただくことで延長することが可能です。

② 設置日（＝領収日）から 180 日を経過する日

- 助成対象機器を設置した日（＝領収日）から 180 日を経過するまでに提出いただくようお願いいたします。

③ 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までに助成対象機器の売買契約やリース契約が締結されたもの

(ア) 事前申込申請前に契約・設置を行った場合

- V2H 設置から 180 日以内に設置完了報告を行う必要があります。※設置後でも事前申込の手続きが必要です。

(イ) 申請前に契約済み、未設置の場合

- 事前受付通知日から 1 年以内若しくは、設置日（＝領収日）から 180 日を経過する日又は令和 7 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに完了報告を行ってください。

④ 令和 10 年 9 月 30 日まで

5.2 助成金の確定及び助成金の交付（交付要綱第 15 条参照）

公社は、本手引き 21 ページ「7.1 交付申請兼設置完了の報告」により設置完了報告を受けた後、当該設置完了報告の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金額を確定します。

本助成金額の確定後、助成事業者に対して助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）を送付し、助成金を支払います。

- ※ 助成金の決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成事業者宛てとなります。対象機器の設置場所が助成事業者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。

5.3 設置完了報告書の作成、提出について

設置完了報告書や添付書類は、「郵送」での提出と「電子申請フォーム」での提出のいずれかをご選択いただけます。

(1) 郵送での提出

(1)－1 設置完了報告書の送付先

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階

東京都地球温暖化防止活動推進センター

都市エネ促進チーム 戸建てV2H担当宛

(1)－2 注意事項

- 設置完了報告書様式は日本産業規格 A4 の用紙に片面印刷でお願いします。(両面印刷は不可)
- 手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- 着払いや料金不足での提出は受付しません。
- 設置完了報告書類は、受付期間外に公社に到着したものは受付しません。
- 原則として、設置完了報告書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で設置完了報告書類の到着の確認をお願いいたします。(郵便事故等による書類の紛失に対し、公社は責任を負いかねます。)
- 同時に複数件報告する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 報告ごとに書類を分けて入れて下さい。その際は、報告数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- 太陽光発電システムの設置完了報告がある場合はV2Hシステムの設置完了報告書と同封してください。
- 封筒の表に、「**戸建住宅におけるV2H普及促進事業助成金 完了報告必要書類在中**」と赤字で記入してください。

(2) 電子申請フォームでの提出

(2)－1 電子申請フォームURL

ご申請をなさる場合は、まずクール・ネット東京 HP から認証メールアドレス、事前申込フォーム受付を行う必要がございます。

① 認証メールアドレスフォーム

<https://tokyo-co2down.form.kintoneapp.com/public/v2h-email>

② 事前申込フォーム受付

<https://tokyo-co2down.form.kintoneapp.com/public/v2h-email>

③ 戸建住宅における V2H 普及促進事業助成金申請の確認画面（完了報告）

<https://tokyo-co2down.viewer.kintoneapp.com/public/v2h-kakunin>

（２）－２ 注意事項

- 助成対象者（＝対象機器の購入者（所有者））をご確認の上、該当の申請フォームへお進みください。
- 代行で申請を行う場合は、助成対象者が当てはまる区分を選択してください。

6 管理、譲渡等の報告等

6.1 財産の管理（交付要綱第22条参照）

被交付者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとってください。

6.2 被交付者の地位承継（交付要綱第17条、第18条参照）

（1）一般承継による被交付者の地位承継

法定耐用年数の期間内に、「一般承継」（＝対象機器が相続、法人の合併や分割）によって被交付者の地位承継があった場合には「一般承継による被交付者の地位承継届出書（第6号様式）」を提出しなければなりません。

また、地位承継を辞退する場合は、「一般承継による被交付者の地位承継辞退申請書」（第7号様式）を提出してください。

その後の処理は、本助成金が支払われているかどうかで異なります。

① 本助成金支払い前

辞退の申請を受けた場合は、助成事業を廃止し、辞退を承認のうえ、「一般承継による被交付者の地位承継辞退承認通知書」（第8号様式）で辞退者へ通知します。

② 本助成金支払い後

辞退者へ助成金等交付財産の処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。請求を受けた辞退者は速やかにこれを納付しなければなりません。公社は、算出金の納付を受けて、「一般承継による被交付者の地位承継辞退承認通知書」（第8号様式）で辞退者に承認を通知します。

（2）契約等による被交付者の地位承継

法定耐用年数の期間内に、「契約等」（＝一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等）によって被交付者の地位承継があった場合には「契約等による被交付者の地位承継届出書（第9号様式）」を提出しなければなりません。

地位承継の申請を受け、承認する場合は「契約等による被交付者の地位承継承認通知書」（第10号様式）で承継者へ通知します。

一方で、承認しない場合は「契約等による被交付者の地位承継不承認通知書」（第11号様式）で承継しようとする人に通知します。

◆住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等（交付要綱第18条 4参照）

（ア）助成事業者が住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。

以下同じ。）である場合、当該住宅供給事業者が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等（以下「助成新築分譲住宅等」という。）を販売し、助成対象

機器の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者（以下「譲受者」という。）に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日から速やかに、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第 12 号様式）を公社に提出してください。

(イ) (ア) の場合においては、助成事業者における助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転します。

(ウ) 助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に（イ）に規定する内容を記載し、譲受者がこの内容に反することないように、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

7 財産の処分

7.1 財産の処分（交付要綱第24条参照）

被交付者は、以下のとおり対象機器の処分について制限がありますので、ご注意ください。

（1）処分の例

助成金を受領したV2Hには、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します

処分の例	処分の基準日
対象となるV2Hの廃棄	V2Hの廃棄日
対象となるV2Hの譲渡・貸与	V2Hの引渡日
V2Hのリース契約満了・途中解約・承継による使用者変更	リース契約終了日
本助成金の交付の目的に反する使用 本助成金の要件を満たさなくなる 等	個別に公社が指定

（2）処分制限期間（交付要綱別表第4参照）

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間
V2H	6年（72ヶ月）

※処分制限期間は、設置日（★）から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合がありますので、ご注意ください。

★設置日について（交付要綱第2条参照）

本事業における設置日とは、V2Hの購入の事実を証明する書類（領収書等）に記載された領収日を、V2Hの設置日とみなします。

（3）処分の手続き

被交付者は、処分制限期間が経過するまで、助成事業により取得した助成対象機器の処分をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければなりません。

処分の承認を得るために被交付者は「取得財産等処分承認申請書」（第11号様式）を公社に提出してください。

その後の処理は、本助成金が支払われているかどうかで異なります。

① 本助成金支払い前

処分承認の申請を受けた場合は、処分を承認のうえ、被交付者へ通知します。

② 本助成金支払い後

被交付者へ助成金等交付財産の処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。請求を受けた被交付者は速やかにこれを納付しなければなりません。公社は、算出金の納付を受けて、被交付者に承認を通知します。

8 交付決定の取消し

8.1 交付決定の取消し（交付要綱第25条参照）

公社は、被交付者が以下の①～③のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。取り消した場合、被交付者へ通知します。

- ① 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- ② 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- ③ 本要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。

9 助成金の返還

9.1 違約加算金（交付要綱第27条参照）

公社は、交付決定の取消しを行った場合、被交付者に対し返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

9.2 助成金の返還（交付要綱第26条参照）

公社は、被交付者に対し、交付決定の取消しを行った場合で、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を定めて当該本助成金の全部又は一部の返還を請求します。

請求金額には前項の違約加算金も課されます。

9.3 延滞金（交付要綱第28条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求した場合で、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

10 他の助成金等の一時停止

10.1 他の助成金等の一時停止（交付要綱第29条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

11 提出書類の準備

助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。

提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。公社に提出された書類を電子メールやFAX等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。

必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

11.1 申請者本人確認書類

助成金交付申請書の助成対象者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、公社で申請を受付けた時点で有効期限内であることが必須となります。必ず有効期限を確認の上、提出してください。

なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ①運転免許証
- ②健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）
※該当箇所をマスキングすること
- ③住民基本台帳カード
- ④日本国パスポート（住所の記載がない場合は受付不可）
- ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥身体障がい者手帳
- ⑦療育手帳
- ⑧精神障がい者保健福祉手帳
- ⑨運転経歴証明書
- ⑩マイナンバー個人番号カード（裏面は不要）
- ⑪住民票もしくは印鑑証明書（取得から受付まで6カ月以内のもの）

- ※ 現住所・氏名の記載であること。（氏名と住所が記載された面（ページ）が分かっている場合は、両方の面（ページ）が必要です。）
- ※ 日本で発行されたものであること。
- ※ 健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること。（付箋等で隠すか、写しを黒塗りしてください。）

●マスキングの例

健康保険
被保険者証

本人（被保険者） ○○○○
○年○月○日交付

記号 [REDACTED] 番号 [REDACTED]

■■■■ ■■■■

氏名
□□ □□
生年月日
□□ ○○年 ○○月 ○○日
性別
△
資格取得年月日
○○年 ○○月 ○○日

事業所名称 □□ 会社

保険者番号
[REDACTED]
全国健康保険協会 □□支部
保険者所在地 □□市□□町□丁目○○番地

印

11.2 建物の登記事項証明書（登記簿）

V2Hを設置する戸建住宅の現在もしくは全部事項証明書を提出してください。

当事業での「戸建住宅」とは現在もしくは全部事項証明書の表題部の種類に「居宅」が入っているかどうかを提出前にご確認ください。「居宅・店舗」など併記表示になっているものは一部認められるものもございます。

※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。また「共同住宅」は対象外です。

新築住宅等で交付申請時に当該住宅が登記されていない、また登記申請中だが現在もしくは全部事項証明書を取得できていない場合は、設置完了報告時にご提出ください。

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	[余白]	不動産番号	[余白]
所在図番号	[余白]				
所 在	[余白]			[余白]	
家屋番号	[余白]			[余白]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	[余白]	[余白]		[余白]	
所 有 者	[余白]				

11.3 対象機器の売買契約書の写し

売買契約書の下記内容が分かる書類を提出してください。

また、併せて公社の指定する様式で下記該当箇所が分かる一覧を作成の上、提出してください。

- ① 契約日締結日
- ② 契約者名（助成対象者であること）
- ③ 工事内容
- ④ 発行者
- ⑤ 発行会社印

※ 売買契約日は事前申込受付通知日より後のものであること。（同日でも可。）

※ 契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている最終の契約書を提出すること。

※ 停止条件付契約の取扱いがある場合は、当該記載のある個所の写しを提出すること。

▼記入例 【指定様式】契約書確認項目一覧表

契約書確認項目一覧表	契約書サンプル														
交付決定番号： ●●00001 申請者名： 東京 花子	令和 ×年 ××月 ××日 請 負 契 約 書														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記載箇所（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約締結日</td> <td style="text-align: center;">①</td> </tr> <tr> <td>契約者名</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td>工事内容（※2）</td> <td style="text-align: center;">③</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td style="text-align: center;">④</td> </tr> <tr> <td>発行会社印</td> <td style="text-align: center;">⑤</td> </tr> <tr> <td>停止条件付契約の条文</td> <td style="text-align: center;">● 収 入 ○ 条</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載箇所（※1）	契約締結日	①	契約者名	②	工事内容（※2）	③	発行者	④	発行会社印	⑤	停止条件付契約の条文	● 収 入 ○ 条	収入印紙 工 事 名 称 環境様部 V2H 設置工事 工 事 場 所 東京都○○区○○1-2-3 注文者名 東京 花子 住 所 東京都○○区○○1-2-3 請負者名 株式会社 ○○電気 住 所 東京都●●区●●4-5-6 注文者と請負者は、この契約書によって工事契約を結ぶ。 1. 工期 令和 ×年 ××月 ××日 ～ 令和 ×年 ××月 ××日 2. 引渡 令和 ×年 ××月 ××日 3. 請負金額 金 3,000,000 円（税込） 4. 支払方法 5. 株式会社 ○○電気 この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名捺印し各自1通を保有する。
項目	記載箇所（※1）														
契約締結日	①														
契約者名	②														
工事内容（※2）	③														
発行者	④														
発行会社印	⑤														
停止条件付契約の条文	● 収 入 ○ 条														
（※1）契約書の該当箇所にマーカーや付箋等で番号等を振り、記入して下さい。 （※2）件名で工事内容が判別できない場合は、蓄電池の工事がわかる 契約書類（抜粋）を添付してください。															

11.4 対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳

① 下記項目が記載されている領収書を提出してください。

- 宛名（助成対象者名であること）
- 領収金額
- 助成対象経費（機器費及び工事費、消費税含まず）
- 設置場所住所
- 対象機器メーカー名
- 対象機器型番
- 製造番号
- 収入印紙及び割印（消印）
- 領収日
- 発行者（販売事業者）名
- 発行者（販売事業者）捺印

①の必要項目の記載が出来ない場合や記載がない場合は、必ず公社の定める様式で領収書内訳を作成し原本を提出してください。

▼記入例 【指定様式】領収書の内訳書

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

対象機器に関する領収書の内訳について

「東京 花子」様宛に発行したV2Hに係る領収書は、●年●月日付け領収書（領収書番号 ABC2468-DEF）のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおりに、証明いたします。

記

1	機器費（税抜）	〇,〇〇〇,〇〇〇 円
2	設置工事費（税抜）	〇,〇〇〇,〇〇〇 円
3	設置場所住所	東京都●●区●●1-2
4	メーカー名	××××株式会社
5	型番	XX-XXXX
6	製造番号（※）	XX-0123456

※銘板がない場合、パッケージ型番やシステム型番の製造番号の記入及び銘板写真の提出を求めることがあります。

年 月 日

印

- ② 新築の場合など、対象機器以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、①の項目を証明していただくため、公社の定める様式で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ③ 複数台をまとめて購入した際の領収書については、対象機器 1 台ごとの助成対象経費、対象機器の製造メーカー名、対象機器の型番等上記①の内容が記載されたものがが必要です。必要に応じて領収書内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ④ 収入印紙及び割り印(消印)が確認できるものがが必要です。収入印紙がなく、かつ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但し書きの記載が「立替払い」となっている等。)は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。また、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の控えが必要です。
 - ・電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります
- ⑤ 個別クレジットを利用する場合には、対象機器の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、個別クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とします。
- ⑥ 領収書に記載された対象機器に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります

11.5 対象機器の保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。
- ② 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。
 - (注意) 複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器の型番、製造番号等がわかるものとしてください。
- ③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

助成事業実績報告書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

記

1 申請者名 東京 太郎

2 設置場所住所 東京都〇〇区〇〇1-2-3

3 領収書番号 AA00001

以 上

20XX 年 XX 月 〇〇 日

〇〇株式会社 

11.6 V2Hを設置する建物の全景写真

- ① 1階部分から建物全体（正面玄関側）が写っているものをご用意ください。
 - ② 全景写真では、助成対象機器が写ってなくても構いません。
 - ③ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
 - ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
 - ⑤ 写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89mm）以上のものにしてください。
- ※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。
- ※ Google マップ等、web 上の地図の写しでの提出は認められません。

11.7 助成対象機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。
- ② 型番と製造番号が1枚に写っている写真を提出してください。型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- ③ 雨水やフラッシュ等で型番と製造番号（銘板）が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑤ 写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89mm）以上のものにしてください。

12 提出書類チェックリスト

12.1 設置完了報告時の提出書類（個人・法人）

No	提出書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第1号様式「設置完了報告書（個人・法人用）」		☐	
2	設置機器の売買契約書（写し）	・売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること - 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②日付（契約締結日） ③契約者名 ④工事内容	☐	・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。
3	設置機器の領収書（写し）・領収書の内訳（原本）	・領収書の日付が令和5年4月1日から令和10年9月30日までの間のものであること（※1） ・以下の内容が記載されていること ①宛名（助成申請者名であること） ②領収金額 ③助成対象経費（機器費・工事費のみ、消費税含まず） ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器パッケージ型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印（消印）が確認できるもの（※2） ⑨領収日	☐	（※1） 領収書の日付が事前申込を受付した日以降であること。 （※2） 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写

		⑩ 発行者（販売事業者）名 ⑪ 発行者（販売事業者）捺印 ※ 但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・ 公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること		しが必要。 なお、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書（写し）	・ 「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・ 使用者控え（お客様控え等）の写しであること	□	・ 保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること （証明は機器の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること）
5	「V2Hを設置する建物」の全景写真（カラー）	・ 玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの（建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可） ・ V2Hが写っていなくても可 ・ カラー印刷または、カラープリント写真であること ・ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ127×89mm）以上であること ※ 建物の全景がはっきりと確認できない場合（日没後撮影等）は、再度撮影を依頼する可能性あり	□	
6	V2Hの「型番」及び「製造番号（銘板）」を示す写真（カラー）	・ 設置完了後の写真であること（設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること） ・ V2Hの型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読	□	

		み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89 mm）以上であること		
7	建物の登記事項証明書（写し）	・現在事項もしくは全部事項証明書の表題部にある種類に「居宅」が含まれていること ※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。 ※共同住宅は対象外	□	※申請受付から6か月以内に取得したもの ※法務局の公印があるもの。（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可）
8	重要事項説明書等 （住宅購入者に提示した原本の該当ページの写し）	・対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第17条、第18条、第22条及び第23条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること （助成金申請の手引きを参照）	□	【住宅供給事業者が申請する場合に必要】
9	国等の補助金交付申請書、交付決定通知書もしくは額確定通知	・国等の補助金と併給する場合、当該補助（予定）額が記載されている書類の写し。	□	オンライン申請等で申請書等がない場合は補助（予定）額が表示されている画面キャプチャでもよい。ただし氏名等で東京都への申請者であることが分かなければならない。
10	その他公社が審査に必要と認める書類			

V2Hの補助率10/10の増額要件を満たしていることの確認書類				
11	自動車検査証 (写し)	電子車検証の場合、 自動車検査証記録事項を提出	☐	記載内容が読み取れること
12	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	- 出力対比表 - 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)など	☐	太陽光発電システムの発電出力50kW未満で、設置場所住所、太陽光発電モジュールの型式が確認できる書類であればNo14の書類提出は不要。
13	太陽光発電システムで発電した電気が助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類	- 接続契約のご案内(写し) - 系統連系協議依頼書の控え(写し) - 直近の太陽光の買電明細(助成対象機器の領収日より前のもの)(写し)など	☐	太陽光発電システムの発電出力50kW未満で、設置場所住所、太陽光発電モジュールの型式が確認できる書類であればNo13の書類提出は不要。

12.2 設置完了報告時の提出書類（共同（リース）申請）

No	提出書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第14号様式その2 「設置完了報告書（個人・法人用）」		☐	
2	設置機器のリース等契約書（写し）	・リース等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②使用者氏名と捺印 ③設置場所住所 ④サービス開始日および終了日 ⑤リース等期間 ※6年（法定耐用年数）以上であること	☐	・リース等の料金は元金（機器単体費）から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。
3	設置機器の領収書（写し）・領収書の内訳（原本）	・領収書の日付が令和5年4月1日から令和10年9月30日までの間のものであること（※1） ・以下の内容が記載されていること ①宛名（助成申請者名であること） ②領収金額 ③助成対象経費（機器費・工事費のみ、消費税含まず） ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器パッケージ型番 ⑦製造番号	☐	（※1） 領収書の日付が事前申込受付通知日より後のものであること。 ※同日可 （※2） 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また債務が完了されるまで当該機器等の所有

		⑧ 収入印紙及び割印（消印）が確認できるもの（※2） ⑨ 領収日 ⑩ 発行者（販売事業者）名 ⑪ 発行者（販売事業者）捺印 ※ 但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・ 公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること		権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要。 なお、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書（写し）	・ 「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・ 使用者控え（お客様控え等）の写しであること	□	・ 保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること （証明は機器の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること）
5	「V2Hを設置する建物」の全景写真（カラー）	・ 玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの（建物の立地や構造上、1枚に収まりきれない場合は、複数枚に分かれて可） ・ V2Hが写っていなくても可 ・ カラー印刷または、カラープリント写真であること ・ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89 mm）以上であること ※ 建物の全景がはっきりと確認できない場合（日没後撮影等）は、再度撮影を依頼する可能性あり	□	
6	V2Hの「型番」及び「製造番号（銘板）」を示す写真（カラー）	・ 設置完了後の写真であること（設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること）	□	

		- 対象機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの - カラー印刷または、カラープリント写真であること - 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89 mm）以上であること		
7	建物の登記事項証明書（写し）	- 現在事項もしくは全部事項証明書の表題部にある種類に「居宅」が含まれていること ※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。 ※共同住宅は除く	□	※申請受付から6か月以内に取得したもの ※法務局の公印があるもの。（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可）
8	国等の補助金交付申請書、交付決定通知書もしくは額確定通知	国等の補助金と併給する場合、当該補助（予定）額が記載されている書類の写し。	□	オンライン申請等で申請書等がない場合は補助（予定）額が表示されている画面キャプチャでもよい。ただし氏名等で東京都への申請者であることが分かなければならない。
9	その他公社が審査に必要と認める書類			
V2Hの補助率10/10の増額要件を満たしていることの確認書類				
10	自動車検査証（写し）	電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を提出	□	記載内容が読み取れること
11	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	- 出力対比表 - 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）など	□	太陽光発電システムの発電出力50kW未満で、設置場所住所、太陽光発電モジュールの型式が確認できる書類であればNo14の書類提出は不要。

12	太陽光発電システムで発電した電気が助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類	・ 接続契約のご案内（写し） ・ 系統連系協議依頼書の控え（写し） ・ 直近の太陽光の買電明細（助成対象機器の領収日より前のもの）（写し）など	□	太陽光発電システムの発電出力50kW未満で、設置場所住所、太陽光発電モジュールの型式が確認できる書類であればNo13の書類提出は不要。
----	---	---	---	---

（参考）関連ホームページのご案内

- 本事業のホームページ
- 戸建住宅における V2H 普及促進事業（V2H）
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-v2h-2>
- 関連事業のホームページ
 - ・ F C V ・ E V ・ P H E V 車両
（燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業）
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>
 - ・ 電気自動車等の普及促進事業（外部給電器）
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-feed/index.html>

東京都
戸建住宅における V2H 普及促進事業
（V2H ビークル トゥ ホーム）
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和5年5月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0809
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル9階